10　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

（空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十二条　空港技術課に、空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

2　空港保安防災企画室は、空港等の管理のうち次に掲げる事項に関するものについての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

3　空港保安防災企画室に、室長を置く。

4～6　（略）

（削る）

7～9　（略）

（削る）

6　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課並びに近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び空港業務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び空港業務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港保安防災企画官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十二条　空港技術課に、空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港保安防災企画官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

（新設）

2～4　（略）

5　空港保安防災企画官は、空港等の管理のうち次に掲げる事項に関する対策のうち技術に関するものについての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

6～8　（略）

（騒音防止技術室並びに地域振興・環境調整官及び空港周辺地域活性化推進官）

第百二十三条　空港業務課に、騒音防止技術室並びに地域振興・環境調整官及び空港周辺地域活性化推進官それぞれ一人を置く。

2　騒音防止技術室は、空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害の防止及び軽減に関する技術に関する事務をつかさどる。

3　騒音防止技術室に、室長を置く。

4　地域振興・環境調整官は、命を受けて、次に掲げる重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。